

(別表)

宮崎県ベジ活応援店登録基準

1 基準

(1) 店舗分類別の必須事項

分類	登録基準	確認方法
飲食店 (1食相当)	以下の2点をいずれも満たす場合 ①野菜量をメニュー等に表示した料理が5品目以上ある。 ②①のうち野菜使用量100g以上の料理が3品目以上ある。 ※料理の総品数が3品目以下の場合 全ての料理の野菜量をメニュー等に表示し、かつ、全ての料理が野菜使用量100g以上である。 ※料理の総品数が4品目の場合 全ての料理の野菜量をメニュー等に表示し、そのうち野菜使用量100g以上の料理が3品目以上ある。	・現物確認 ・写真撮影 ・材料の聞き取り
飲食店のうち バイキング店・ サラダバー設置店	店の器を使用して、野菜100gの量を 掲示(展示)している。	・現地確認 ・写真撮影
弁当店 (1食相当)	野菜使用量100g以上の弁当が1種類以上あり、野菜量を表示している。	・現地確認 ・写真撮影 ・材料の聞き取り
惣菜店 (1包装)	以下の2点をいずれも満たす場合 ①野菜量をPOP等に表示した料理が5品目以上ある。 ②①のうち野菜使用量100g以上の料理が3品目以上ある。	・現地確認 ・写真撮影 ・材料の聞き取り

(2) 任意事項

- ①宮崎県産野菜を使用している
- ②健康情報を提供している
- ③受動喫煙対策をしている

2 野菜の定義

緑黄色野菜、淡色野菜、きのこ類、海藻。(いも類、種実類、こんにゃく、漬物は除く。)
詳細は別紙例参照